小値賀町公告第２１号
８値教委工第３５号

入　札　公　告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の６第１項及び小値賀町財務規則（平成24年3月26日規則第1号）第110条の定めるところにより公告します。

令和８年１０月１３日

小値賀町長　西村久之

１．一般競争入札に付する事項
(1) 業務番号：８値教委工第３５号
(2) 業務名：小値賀町小中学校ネットワークアセスメント業務
(3) 業務場所：長崎県北松浦郡小値賀町中村郷地内
(4) 履行期限：令和９年３月１９日 限り
(5) 概要：本業務は、小値賀町内小中学校で現状のネットワーク調査を実施し、最適な通信ネットワーク環境構築に向けた提案を受けることを目的とする。

２．入札参加資格
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第１号の規定に該当しない者である。
(2) 令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、３年を限度として町長が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
(3) この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
(4) この公告の日から開札日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
(5) 過去３年以内に、教育機関におけるネットワーク環境の調査・構築実績があること。
(6) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格「ISO/IEC 27001」または国内規格「JIS Q 27001」の認証を取得していること。
(7) 一般競争入札参加申請書提出後に、国、地方公共団体、特殊法人等から指名停止を受けた場合、指名停止に関する報告書（様式５）を提出すること。

３．当該契約に関する事務を担当する部局等の名称
名　　称：小値賀町教育委員会 教育生涯学習班 教育総務係
住　　所：長崎県北松浦郡小値賀町笛吹郷2371番地1
電　　話：0959-56-3838
Ｆ　Ａ　Ｘ：0959-56-4192
Ｅ － mail：kyouiku@town.ojika.lg.jp

４．一般競争入札参加申請書の提出
（１）入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
① 提出期限：令和 ８ 年１０月２３日（金曜日） １２時００分 まで
② 提出場所：小値賀町教育委員会 教育生涯学習班 教育総務係
③ 提出方法：窓口直接提出又は郵送
※郵送の場合は、提出期限までに必着。提出期限後に到着したものは受理しない。

（２）提出書類
① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式１）
② 同種業務の施工等実績調書（様式２）
③ 配置予定技術者に関する調書（様式３）
④ 契約に係る指名停止等に関する申立書（様式４）
⑤ 建設業法第3条第1項に基づく建設業の許可に係る通知等の写し

（３）その他
① 資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
② 提出された資料は、本業務の入札に関する事項の確認以外に使用しない。
③ 提出された資料は、返却しない。
④ 資料に関する問合せは、小値賀町教育委員会 教育生涯学習班 教育総務係まで。

５．入札参加資格の確認通知書の送付
本業務の入札参加資格の適否を審査し、下記により適格者・不適格者にそれぞれ通知する。
通 知 日：令和 ８ 年１０月２６日（月曜日）
※上記通知日は最終通知日であり、申請者の申請書提出日により変わる。

６．設計図書等の配布
① 配 布 期 間：令和 ８ 年１０月１３日（火曜日） ～ 令和 ８ 年１１月１３日（金曜日）
② 配 布 場 所：小値賀町ホームページ又はメール
※メールの場合は閉庁日を除く午前９時から午後５時まで。

７．設計図書等に対する質問
(1) 設計図書等に対する質問がある場合においては、設計図書等質問書（様式６）を提出し、次に従うこと。
① 提 出 期 限：令和 ８ 年１０月２７日（火曜日） １７時００分 まで
② 提 出 場 所：小値賀町教育委員会 教育生涯学習班 教育総務係
③ 提 出 方 法：ＦＡＸ又はメールで提出のこと。質疑については１回にまとめ、質疑が無い場合も「質疑なし」の返答をすること。
(2) (1)の質問に対する回答書は、次によるものとする。ただし、質問内容によってはその他の方法による場合がある。
① 回 答 期 限：令和 ８ 年１０月３０日（金曜日） １７時００分 まで
② 回 答 方 法：ＦＡＸ又はメールで回答する。

８．入札辞退届
本業務の入札参加資格の適格者が入札を希望しない場合は、入札を辞退することができる。
その場合、入札執行前までに入札辞退届（様式７）を提出するものとする。
① 提 出 場 所：小値賀町教育委員会 教育生涯学習班 教育総務係
② 提 出 方 法：窓口直接提出又は郵送とする。

９．入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積る契約金額の100分の５以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 町を被保険者とする入札保証保険契約（契約金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合
(2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 町を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本町若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が２件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

１０．入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
①　提 出 期 限：令和　８　年１１月１３日（金曜日）　１５時００分 必着
②　提 出 場 所：小値賀町役場２階 副町長室
③　提 出 方 法：郵送(一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかの方法)により受領期限内必着。なお、悪天候（大雨、大雪、台風接近等）が予想される場合には、受領期限を延期することがある。

１１．入札書の開札の日時、場所
①　開 札 日 時：令和　８　年１１月１３日（金曜日）　１５時００分 開札
②　開 札 場 所：小値賀町役場２階 副町長室
※開札時刻までに到着しなかったものは、当該入札はなかったものとする。なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）により、役場への入札書の到着に支障が生じることが予想される場合は、開札を延期することがある。

１２．現場説明の日時場所
本業務は、現場説明を行わない。

１３．最低制限価格について
本業務は、最低制限価格を設定しない

１４．入札方法等
⑴ 入札書等は書面によるものとする。
⑵ 業務費内訳書を入札書と併せて提出すること。（内訳書にマイナス計上をしてはならない。）
⑶ 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
⑷ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０／１００に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の１００／１１０に相当する金額を入札書に記載すること。
【注意事項】郵送の場合
① 入札書は、内封筒及び外封筒の二重封筒で郵送により提出すること。
② 入札書は必要事項を記載、押印のうえ当該入札書を内封筒に封かんし、当該内封筒に入札書在中、入札者の商号又は名称、および入札物品名を記載すること。
③ 入札書は、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所に押印すること。
④ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
⑤ 入札書の宛名は、小値賀町長とすること。
⑥ 外封筒は、内封筒を封かんのうえ、当該外封筒に入札件名、入札者の商号・名称、代表者職氏名、担当者名及び連絡先（電話番号、ＦＡＸ番号）を記載すること。
⑦ 積算の内容がわかる内訳明細書を同封すること。
⑧ 代理人による入札は認められない。

１５．入札の無効
小値賀町財務規則第１１６条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合は入札無効とする。

１６．落札者の決定方法
⑴ 小値賀町財務規則第111条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする。
⑵ 落札者となるべき同価の入札をしたものが２人以上あるときは、当該入札者に代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
⑶ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を小値賀町から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
⑷ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、小値賀町が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

１７．入札結果の公表
入札結果は、小値賀町ホームページ又は建設課窓口に掲載し公表するものとする。ただし、不落の場合は公表しないものとする。

１８．その他

入札参加者が契約締結までの間に各種契約からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取消し、又は契約の締結を行わないものとする。

以上